

谷井宰議員に対する議員辞職勧告決議

谷井宰議員は、橿原市の財政援助団体である橿原市放課後児童クラブ運営協議会の委員長を務めていた際に、議員でありながら月額3万円の委員長報酬を約33か月間受け取っていた。

この件について、橿原市議会政治倫理条例に基づき、橿原市政治倫理審査会(会長 朝守令彦弁護士)を設置し調査した結果、橿原市議会政治倫理条例第4条第1号に違反するという結論がでた。

谷井宰議員は、市民の模範として法令や条例を遵守し、高い倫理観や見識を求められる議員の職にありながら、「市民全体の代表として社会的な信用を失墜させるような行為」ならびに「その職務に関し不正の疑惑をもたれるおそれのある行為」を行った。

今回の谷井宰議員の行為は、市民と橿原市議会との信頼関係を大きく損ねたことは明白であり、その責任の重大さを認識して、直ちに議員を辞職すべきである。

「政治とカネ」による政治不信が社会問題となっている中で、市民に一番近い議会である市議会こそ、このような「政治とカネ」の問題に対して、毅然とした態度で臨まなければならない。

よって、ここに橿原市議会として、谷井宰議員の辞職勧告を決議する。

令和6年12月6日

橿 原 市 議 会